

CORPORATE
& TAX GLOBAL
UPDATE

Newsletter

May 2018

IoT 契約における法的サポート
のご案内

IoTビジネスを実際に契約書に落とし込む段階では、既存のビジネスとは異なった要素を考慮することが求められます。

これは、①今までの典型的な契約書式では対応できない、②IoTビジネス特有の法的リスクを適切に把握して、それを事前に予防・対処するための契約としなければならない、といった問題があるからです。ペーカーマッケンジーでは、

- IoT 契約に関するスキームについてのアドバイス
- IoT 契約の留意点についてのご相談及び契約のドラフティング
- IoT 契約から生じる各種の紛争等の法律問題に対応します。

➤ 詳細は[こちら](#)をご覧ください。

➤ 本件に関するお問い合わせ：
marketing.tokyo@bakermckenzie.com

M&A・海外進出に関する
社内研修プログラムのご案内

昨今の M&A や海外進出の対象国の多様化に伴い、限られた国や地域での経験や知識だけでは対応が難しいケースも増えています。

ペーカーマッケンジーでは、日本企業の法務部や海外進出業務担当者の方を対象とした社内研修用のセミナープログラムを提供しています。

- 国内外の M&A の経験が豊富な弁護士が講師を務め、開催回数と時間は、ご希望のプログラムの内容・レベル等を勘案して、フレキシブルに設定可能です。

➤ 詳細は[こちら](#)をご覧ください。

➤ 本件に関するお問い合わせ：
seminar.tokyo@bakermckenzie.com

Corporate & Tax Global Update
ニュースレター Vol. 22

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ペーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 22 となる本号では、欧州におけるデジタル・エコミーに対応するための新たな法人課税案、インドネシアにおける保険分野における外資規制の改正など、最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. アジア

- [インドネシア：保険分野における外資規制の改正](#)
- [香港：雇用市場での競争事業者間の協議等に関する意見公告](#)
- [台湾：労働紛争法の導入](#)
- [中国：租税条約の解釈及び実行に関する新たな規制の発表](#)

2. 欧州

- [OECD と EC がデジタル・エコミーに対応するための新たな法人課税案を公表](#)

3. 米州

- [アルゼンチン：新競争保護法成立](#)

1. アジア

インドネシア

保険分野における外資規制の改正

2018年4月17日に公布され、翌18日に施行された2018年政令第14号（以下、「**新政令**」）により、保険会社等における外資規制が改正された。新政令は、保険法（2014年法律第40号）に基づき定められたもので、保険業に関する1992年政令第73号（以下、「**旧政令**」）に代わるものである。なお、本稿では、「保険会社等」とは、保険業、再保険業、シャリア保険（イスラム保険）業、シャリア再保険業、保険仲介業、再保険仲介業又は損害保険鑑定業を営む会社をいう。

1. 外国投資家の出資比率の上限は80%とされる

新政令においても、保険会社等に対する外国投資家の出資比率の上限は、発行済株式総数の80%とすることが確認された。従前と同様、外国投資家がM&A取引において80%を超える株式を取得することはできない。

外国投資家の出資比率は、あらゆる態様による出資を累積して算定するとされる。すなわち、直接出資に加えて、子会社等を通じて間接的に行われる出資分も外国投資家による出資として出資比率に算定されることとなる。ただし、新政令上、間接出資がどのように算定されるかは明確ではない。保険会社等は、(i)（直接的又は間接的な）出資者の中から外国投資家を特定し、(ii)インドネシア金融庁（OJK）に報告しなければならない。

ただし、以下の場合には、新政令の下でも外国投資家の出資比率が80%を超える場合が許容される。

(A) 上場保険会社

保険会社等の株式が上場している場合、出資比率の制限は適用されない。上場保険会社の場合、現在は浮動株比率7.5%を維持する必要があるため、外国投資家は92.5%の株式まで保有できる。

(B) 既存の外国投資家保有分

外国投資家が新政令の制定時点（2018年4月17日）で既に80%超の株式を保有していたとしても、当該保有分については新政令の対象外となる。既存の出資比率を維持することができ、80%超部分の株式の処分は求められない。ただし、当該外国投資家が出資比率を増加させることは認められない。

また、新政令においては、外国投資家の出資比率が減少した場合、減少後の当該外国投資家の出資比率が外国投資家出資比率の上限となる。例えば、新政令の制定時点で既に90%の株式を保有している外国投資家の出資比率が85%に減じた場合は、85%が外国投資家による出資比率の上限となり、以後、外国投資家の出資比率が85%を超えることは認められない。

既存の外国投資家保有分は、直接の株式保有のみならず、間接の株式保有にも適用されるというのがインドネシア金融庁（OJK）の解釈であり、外資投資（PMA）企業を通じた保険会社等への出資にも適用される。

他方で、保険法の下、保険会社等にはインドネシア投資家が出資している必要があり、かつ、インドネシア投資家は2019年10月までに100%インドネシア人保有とならなければならないとの要件についてなお充足させる必要がある点については留意が必要である。

2. 増資に関する制限

既に外国投資家による出資比率が80%超である保険会社等が金銭出資による増資を行う場合、その増資額のうち外国投資家の出資比率は80%以内に止める必要があるとされている。すなわち、保険会社等が金銭出資による増資を行う場合、増資額の少なくとも20%はインドネシア投資家による出資によるか、公募増資による必要がある。この制限により、保険会社等が金銭出資による増資を行う場合には、インドネシア投資家の出資比率が20%に近づくことになる。

3. 外国投資家による希薄化の防止

新政令においては、インドネシアの投資家が出資しない場合には増資できず、外国投資家による新株引受による希薄化が認められない。旧政令では、インドネシア投資家の出資金額が維持される限り、外国投資家の追加出資により出資比率が80%を超える事態も許容されていたが、新政令ではこれは認められないこととなる。

新政令では、インドネシア投資家が増資に応じない場合には、増資による保険会社等の事業拡大が困難となり、株主間の紛争の原因となり得る。希薄化の手段を用いることができないため、今後は劣後債務による資金調達が対応策としては考えられ、インドネシア金融庁による劣後債務の利息などに関する規制の改善が望まれる。

4. 外国投資家の資格要件等

外国投資家は、保険会社等への出資額の5倍以上に相当する額の資本を有している必要があり、かつ、自ら又は子会社を通して当該保険会社等と同種の事業を営んでいる必要がある。

なお、新政令に違反した場合、行政上の制裁措置（警告書、事業活動の制限、事業許認可の取消又は制裁金）が課せられる。

[最初のページに戻る](#)

香港

雇用市場での競争事業者間の協議等に関する意見公告

香港競争事務委員会（以下、「委員会」）は、2018年4月9日に、雇用市場における採用募集や雇用条件に関する競争上の問題にかかる意見公告（以下、「意見公告」）を公表した。意見公告は、企業が競争事業者との間で、給与や賞与その他の福利厚生といった労働契約上の条件に関して協議や合意を行わないように注意を促している。競争法違反のおそれのある勧誘禁止や賃金協定など、米国等の他国の競争当局が、労働分野における競争法の執行に関心を高めている動きに従うものである。

意見公告では、事業者間での労働者の報酬の要素（賃金に加えて、保険、住宅手当、退職手当等の福利厚生を含む。）について合意することが労働の対価の固定となること、事業者間での相互の労働者の勧誘禁止が供給元を配分することによる市場分割となること、事業者間の報酬や採用に関する意図に関する競争上の機微情報の交換が競争法上の懸念を生じさせることなどについて、競争条例違反のおそれがあることが示されている。また、意見公告は、同種の製品やサービスを提供する従来の競合関係にない場合であっても、雇用市場においては競合事業者となり得るとの見解を示している。

意見公告については、以下について留意が必要である。

- ・ 委員会は、上記のような行為について認知した場合には、これらを調査対象とする可能性が高い。
- ・ 委員会は、違反行為に関与した企業に対して、その違反を是正する機会を付与するために警告通知書を発せず、直ちに競争審判所において手続を進めて違反を立証し、罰則を科すよう求めるものと考えられる。
- ・ 違反行為が委員会のリニエンシー・ポリシーにおける「カルテル」行為に該当する場合には、当該行為に関与した企業は自主申告をして、調査協力の合意をすることにより、刑罰及びその他の競争審判所による処分から免責され得ることになる（リニエンシー申請）。最初に自主申告して調査協力を行った企業は、原則として免責を受けることができる。企業にとっては、リニエンシーによって違反行為が発覚するリスクが著しく増加することになる。
- ・ 意見公告は、雇用主間の合意に焦点を当てており、雇用主とその労働者間の合意は対象外であるため、雇用契約上の勧誘禁止条項は意見公告によって直接影響を受けるものではない。また、意見公告は、委員会が以前に競争法の適用対象外と指摘した労働者による団体交渉に対しても影響を与えない。

今後とるべき対応策

業界団体によるものであるか、直接に行っているものであるかを問わず、現在までに事業者間で行ってきた、雇用関連の合意、情報交換その他の接触行為を見直し、競争条例を遵守する実務を確認すべきである。特に人事部門において、他の事業者や団体との間でどのような接触がなされているか確認する必要がある。意見公告のQ&Aによれば、国際的な実務と平仄を合わせ、過去の賃金データに基づいて第三者が実施し、統合された形で示される賃金調査は、特段競争法上の問題を生じないとのことである。

なお、香港の場合には、委員会に競争条例の終局的な解釈権限がなく、競争審判所が、意見公告に示されている委員会の見解が競争条例と合致しているか否かという点について終局的な判断を行うことになる。当面の間は、意見公告の見解に従い、上述の対応策をとることが望ましい。

[最初のページに戻る](#)

台湾

労働紛争法の導入

司法院は、労働調停及び民事訴訟の両手続における雇用主と労働者間の労働紛争の解決を迅速化するための労働紛争法（以下、「本法」）の草案（なお、民事訴訟法上の規定に優先して適用される。）を発表した。以下は、本法の制定によってもたらされることになる現行の民事手続における主な変更点である。

- ・ **適用範囲**：本法に記載された迅速な紛争解決手続は、台湾国内の雇用主の全ての労働者に適用される。本法第2条は、この新手続きが利用できる紛争の種類を制限している（労働契約、就業規則及び労働組合に関連する紛争）。
- ・ **迅速な労働調停**：本法における労働調停には、一つの紛争について3調停期日以内という上限が設けられている。そして、裁判官が、労働調停の申立てを受けてから40日以内に当事者間で初回の調停期日を行うように調整することが定められている。

- ・ **労働調停委員会の変更**：本法の施行後、すべての労働調停委員会は3人の委員で構成され、委員のうち1名は裁判官で、残りの2名は裁判所によって指名された調停委員が務める。これまでの労働調停委員会は、裁判所又は当事者によって指名された1名又は3名の委員から構成されており、裁判官は含まれていなかった。
- ・ **民事訴訟の管轄**：現行法下では、労働者は、雇用主の住所に対応する管轄裁判所においてのみ雇用主に対する民事訴訟を提起することができる。しかし、本法により、管轄選択が柔軟になり、労働者は、その勤務場所又は勤務エリアに対応する管轄裁判所においても雇用主に対する民事訴訟を提起できるようになる。
- ・ **民事訴訟における仮処分**：本法は、裁判官が訴訟当事者である労働者に対して、民事訴訟手続中に、労働者が訴訟手続期間中に生活を維持することが困難である場合（当該労働者が解雇され、他の収入源が存在しない場合など）には、雇用主に対して、給料の継続的支払を求める仮処分を申し立てる権利があることを知らせる義務を課している。さらに、裁判官が原告（労働者）が当該訴訟に勝訴する見込みがあると考え、かつ原告が裁判所に対して復職を求める申立てを行った場合には、労働者たる地位の回復が可能となった。
- ・ **立証責任**：本法は、労働者の出勤記録により、労働者が記録された当該時間中に職務に従事していた事実を推定させることを定めている。したがって、仮に現実の労働時間に関する紛争が生じた場合には、雇用主はかかる推定を覆す立証責任を負うことになる。

[最初のページに戻る](#)

中国

租税条約の解釈及び実行に関する新たな規制の発表

2018年2月9日、中国国家税務総局（State Administration of Taxation、以下、「SAT」）は、租税条約の解釈に関する公告（以下、「11号公告」）¹を発表した。11号公告は、中国の既存の条約解釈に関する規制である75号通達²のうち、恒久的施設（PE）、国際的海上・航空輸送及びパートナーシップに関する規制等を修正又は補完するものである。11号公告は、2018年4月1日から施行されている。

本号では、11号公告の主要な規定及び多国籍企業が中国で行うビジネスに与える影響について説明する。

主要な規定の要点

(1) 恒久的施設（PE）

11号公告は、中国非居住者である企業に関するPE該当性判断のための2つの特筆すべき基準を導入している。

まず、11号公告は、中国において、中国企業と共同して、（法人格を有しない形で）教育機関及び教育プログラムを運営する外国企業については、中国にPEを有するものとして扱う旨規定している。長年、中国で

¹ State Administration of Taxation Bulletin on Several Issues Relating to the Implementation of Tax Treaties, SAT Bulletin [2018] No. 11, dated 9 February 2018, effective from 1 April 2018.

² Notice of the State Administration of Taxation on the Interpretation of the Agreement Between the Government of the People's Republic of China and the Government of the Republic of Singapore for the Avoidance of Double Taxation and the Prevention of Fiscal Evasion With Respect to Taxes on Income and the Protocols Thereof, Guo Shui Fa [2010] No. 75, dated 26 July 2010.

事業を行う海外の大学との間で租税紛争が生じていたところであるが、同規定は、このように従前の規定のもとでは不明確であった領域に対応するものである。11号公告におけるこの新しい規定の施行により、今後外国企業が中国において共同して運営する教育機関及び教育プログラムがPEに該当しないと主張することは困難になると考えられる。

次に、11号公告は、サービスPE（新興国等で見られる独自のPE概念）認定の規準であるいわゆる「6か月」基準の内容をより具体化し、当該基準は「183日」基準と解釈されるべき旨規定している。中国の加盟する租税条約の多くは、外国企業は、当該企業の従業員若しくはその他の社員等が、対象となるサービス等に関して、12か月のうち一定期間を超える期間中国に滞在した場合、中国にPEを有するものと規定している。中国の加盟する租税条約の中には、当該一定の基準は「6か月」と定められているものが存在する。他方で、特に近年締結された条約においては、その基準は「183日」と定められているものが多い。2011年以前は、当該「6か月」基準に関する403号通知³において、非居住者企業は、少なくとも1人の社員等が、1か月のうち1日でも中国に滞在した場合には、当該企業の社員等を1か月間中国に置いたとみなされていた（1日の滞在が1か月の滞在与同等と扱われる。）。これにより、企業がたった7日間しか社員を中国に置いていない場合でも、場合によっては7か月社員等を中国に置いていたとみなされ、結果としてPEを有していると判断される危険性が生じていた。この「1日と1か月が同等と扱われる」規制は、2011年に403号通知から削除されたものの、SATが解釈を変更したか否かは不明確な状況が続いており、中国の租税当局の中には、当該規制を適用し続けたところも存在していた。このような状況の中、今回の11号公告によって、サービスPEの認定基準が明確にされたことにより、「6か月」基準が維持されている条約の締結国に属する外国企業は、中国に置く社員等の管理をより容易に行うことが可能になった。

(2) 国際的海上輸送、航空輸送

11号公告は、中国の加盟する租税条約の国際的海上輸送、航空輸送に関する解釈を定める75号通達を上書きするものである。

11号公告は、定期用船や航海用船、又は航空機のウェットリースによって生じた収入は、国際輸送から生じた収入（例えば、国際輸送における船や飛行機の業務から生じた収入）とみなすという規定を設けており、これは国際的に受け入れられた指針と軌を一にするものである。従前の75号通達は、国際輸送ビジネスの業務に付随して生じたものでない限り、当該収入を国際輸送に関する収入から除いていた。

他方で、11号公告は、裸用船や飛行機のドライリース、コンテナのリースについては、75号通達の規定を維持しており、国際輸送ビジネスの業務に付随して生じたものでない限り、国際輸送ビジネスの定義には含まれないとしている。しかし、11号公告の「付随（incidental）」の定義は、75号通達における定義よりもより狭くなっている。

75号通達と同様に、11号公告は、「付随」とは、(i) 企業の事業登録（商業登記）その他の関連書類において、当該企業の主要なビジネスが国際輸送であると表示されていること及び(ii) 当該事業年度中の当該企業の「付随」的ビジネスから生じる収益が、国際輸送の収益の合計額の10%を超えないことを意味すると定義している。しかし、11号公告は、さらに、「付随的ビジネス（incidental business）」とは、企業の国際輸

³ Notice of the State Administration of Taxation on the Interpretation and Implementation of Some Clauses in the Arrangement between the Mainland of China and Hong Kong Special Administrative Region on the Avoidance of Double Taxation and Prevention of Fiscal Evasion with Respect to Taxes on Income, Guo Shui Han [2007] No. 403, issued by the SAT on 4 April 2007.

送ビジネスに密接に関係しており、独自のビジネスあるいは独自の収益源とはみなすことができないものとしている。この定義の内容は相当程度不明確であり、中国の税務当局がどのような解釈をするかについては未知数である。また、上記収益の10%とは、非居住企業の全世界での収益を基準にするのか、中国国内での収益を基準にするのかという点も不明である。

その他の点に関しては、11号公告の内容は、基本的に75号通知と異なるところはない。

(3) パートナーシップ

11号公告は、SATが、条約上の優遇措置を受けるためのパートナーシップの適格性について発表した初めての規制である。11号公告は、パートナーシップだけではなく、同様の性質を持つ他のエンティティ（併せて、以下、「パートナーシップ」）についても規定している。「同様の性質を持つ他のエンティティとしてどのようなものが含まれるのか」という点に関して11号公告は何らの定義も置いていない。そして、例えば、米国連邦租税規則上 look-through のポジションをとる米国有限責任会社（LLC）がこのカテゴリーに分類されるのか否かについても、不透明である。

11号公告は、対象パートナーシップの設立準拠法が中国法かその他の海外の法律であるかによって取扱内容を区別している。中国の租税法制の下では、中国法を設立準拠法とするパートナーシップは、税務上透明な事業体であり、パートナーシップの各構成員レベルでの課税がなされる。中国法を設立準拠法とするパートナーシップの場合には、11号公告は、海外のパートナーシップ構成員が、当該事業者の居住国において構成員レベルの課税を受けた場合に、当該構成員に対する条約上の優遇措置の適用があることを認めている。

他方で、11号公告は、原則として、外国法に基づいて設立されたパートナーシップについては、パススルー性を認めず独立した非居住の納税者とみなしている。11号公告は、外国法に基づいて設立されたパートナーシップの海外構成員に対して、原則としてパートナーシップの収益の税制優遇措置の適用を認めていない。そのため、外国法に基づいて設立されたパートナーシップが条約上の優遇措置を受けるためには、別途適格要件を満たさなければならない。すなわち、少なくとも居住地、設立地、経営が行われている地等の要素に基づき、その居住国において当該パートナーシップが納税義務を負っていることを証明する税務上居住者証明書を提出する必要がある。

分析及び総括

中国は、OECD加盟国ではないものの、自国の条約の解釈にあたって、OECDモデル租税条約のOECDコメンタリーの内容の多くを採用している。11号公告でも例外ではなく、サービスPEの基準や国際輸送収益についてのガイダンスにおいて、OECDのルールと足並みを揃えている。

先述の「6か月」を「183日」を意味するとする解釈は、米国、カナダ、オーストラリア、スペイン、ノルウェー、マレーシア及び韓国といった複数の条約締結国の多国籍企業にとって、サービスPE認定の基準の緩和につながる。当然のことながら、これらの国を拠点とする多国籍企業にとって良いニュースといえる。また、多国籍企業は、定期用船や航海用船、又は航空機のウェットリースから派生した収入をもカバーすることになった国際輸送収益の範囲の拡大措置によっても利益を受けることが想定される。なぜなら、上記収入に対する条約上の免税措置を受けるためには、もはや付随的ビジネスという要件を必要としないためである。

他方で、先述した共同教育活動に関する PE 認定基準は、OECD のルールにはない独自のものであり、さらには中国の加盟する租税条約とも矛盾する可能性がある。仮に当該規定に基づく PE 認定がなされた場合、納税者としては、条約と国内法が矛盾する場合には、条約が優先することを理由に、異議申立てや必要に応じて相互協議の申入れを検討することも考えられる。

さらに、外国法に基づいて設立されたパートナーシップに関する取扱いについては、中国の加盟する租税条約のほとんどは当該取扱いと矛盾を孕む規定を置いていないため、11号公告は、多くの条約に適用されると考えられる（ただし、中仏条約は、重要な例外である。）。当該取扱いは、多国籍企業が外国の構成員又はエンティティが親会社となる形で中国宛投資をする際に重要な問題を生じさせる。外国法準拠のパートナーシップを通じて中国に直接的又は間接的に投資する多国籍企業は、11号公告の適用によって生じる影響に注意する必要がある。中国宛投資や取引の租税リスクが増大しないよう適切にプランニングを見直すことが推奨される。

[最初のページに戻る](#)

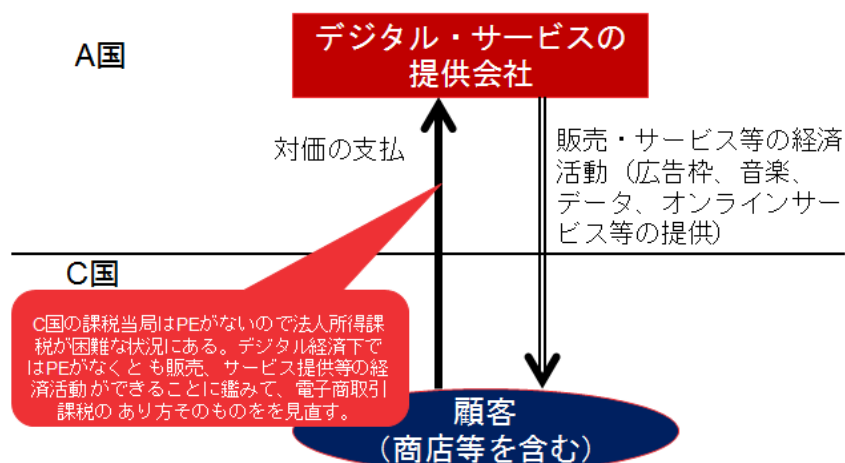
2. 欧州

OECD と EC がデジタル・エコミーに対応するための新たな法人課税案を公表

(1) サマリー

経済開発協力機構（OECD）と欧州委員会（EC）が、デジタル・エコミーへの課税に関する今後の対応策を矢継ぎ早に公表したことを受け、デジタル・エコミーに係る国際的な法人課税権及び所得配分のあり方についての議論が白熱している。既存の国際課税の枠組みにおける PE（恒久的施設）概念は、課税ネクサス（課税の根拠となる結びつき）を物理的拠点と捉えている一方で、デジタル・エコミーでは物理的拠点を要しないため、「PE に代わる新たな概念が必要ではないか？」というのがこの問題に係る主要な論点であり、EU では早ければ 2020 年 1 月から暫定措置が実施される可能性がある。

BEPS 行動 1：デジタル・エコミーに対する課税問題



一方この問題は、(i) デジタル・エコミーを牽引する米系多国籍企業とそれを後押しする米国政府、(ii) これらの多国籍企業が事業を展開し巨額の売上を上げる日本、ドイツ、英国、フランスといった源泉地国（消費国）の政府並び欧州委員会、さらには、(iii) これら多国籍企業を誘致することで自国の産業発展や富の分配を目論む低課税国政府の対立構図が鮮明になっている。我が国政府の立場は明らかではないが、EU の暫定的な措置が相次いで導入され

ば、電子商取引、デジタル広告や音楽・ゲーム配信等のサービスを手掛ける我が国の多国籍企業への影響は避けられない。デジタルプレゼンスに基づく新たな課税ネクサスが実現するならば第四次産業革命が進展している製造業や金融業にも大きな影響を与えかねない。我が国企業は OECD での議論の進展を注視していくと同時に、産業団体等を通じて国際的な枠組み作りに積極的に参加していくことが求められている。

(2) OECD が公表した中間報告書の概要

OECDは、デジタルエコノミータスクフォース（以下、「TFDE」）がG20の財務大臣会議のために準備した中間報告書（原題「デジタル化から生じる税務課題 - 中間報告 2018」⁴）を2018年3月16日付で発表した。この報告書は、2015年に公表したBEPS行動1のデジタル・エコノミーに係る国際課税上の課題への取り組みの進捗状況をまとめたものである。本中間報告書は、TFDEの最近の作業、そして包括的枠組みに加盟している110以上の加盟国による様々な意見を紹介している。

本中間報告書では、BEPSへの対抗措置は未だ未成熟な段階である一方で、各国が導入したBEPS対抗措置の普及により、既に様々な影響が生じていることを示唆している。例えば、注目を集めているデジタル企業の一部は、オフショアからの販売モデルから各ローカル国での販売代理店モデルへと構造を変更し始めていることが報告されている。さらに、多国籍企業は、移転価格政策の見直しや実質的な経済活動が行われている場所への無形資産の移転を通じて、企業構造を実際の経済活動に合わせるための措置を取るようになったと述べている。また、日本、米国やEUにおける税制改革を通じて、CFCルールやハイブリッド・ミスマッチ取引の無効化が強化されたが、それらに関連するBEPS対抗措置は、二重の非課税の防止を目標としているため、デジタル化により生じた課題を解決したとは言い難いというのがOECDの見方である。

高度にデジタル化されたビジネスモデルの特徴（すなわち(i) 物理的な拠点を伴わない国際的な事業展開、(ii) 無形資産への著しい依存度、(iii) データおよびユーザーの価値貢献）を考慮して、現行の国際課税の枠組みを変更すべきかどうかについて、加盟国は賛否両論の様々な意見を持っている。第一のグループは、主要な特徴であるデータ及びユーザーの参加を考慮することは、所得が課税される場所と価値が生まれる場所との間の不整合を生み出す可能性があるという意見を有している。このグループは、課題は特定のビジネスモデルに限定されており、既存の国際課税の枠組みには大規模な変更を加える必要はないという見解を示している。第二のグループは、経済のデジタル・トランスフォーメーション（より一般的にはグローバリゼーション）は、高度にデジタル化されたビジネスモデルに限定されるものではなく、既存の国際課税の枠組みの切迫した課題であるという見解を示している。第三のグループは、BEPSの措置は主に二重非課税に対処したと考えているが、すべての対策の完全な影響を評価するのは時期尚早であると考え、既存の国際課税の枠組みを大幅に変更する必要性はないという見解を示している。本報告書において、加盟国は、既存の枠組み、課税ネクサス（課税の根拠となる結びつき）および利益配分ルールの2つの重要な側面を分析し、コンセンサスに基づく解決策を模索していく上において、これらの相反する見解を考慮に入れることに合意した。

OECDのBEPS包括的枠組である113か国においても賛否両論の意見があり、改革には時間を要すると見られている。一方で、国際的なコンセンサスを経たソリューションの開発、合意、実施には多くの時間と労力が掛かり過ぎることを懸念した一部の加盟国は、暫定措置（例えば、特定のオンライン活動

⁴ <https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/9789264293083-en.pdf?expires=1527585196&id=id&accname=guest&checksum=5F24CDB6880BC16E86428C461BDA1A06>

に関する消費税または平衡税（Equalization Levy）を導入することで即時対応を検討しているとされている。他のメンバーは、如何なる制限にかかわらず、潜在的に悪影響を及ぼしかねない暫定措置に対して明示的な反対が示されている。

中間報告書は、暫定措置の必要性やメリットについて参加国の合意が得られていないため、その導入を推奨していない。中間報告書は、これらの暫定措置が拡がるリスクに関して、これらの行動を検討している国が考慮すべき暫定措置の設計に関する多数の留意事項（各国の国際的義務を遵守すべきであること、一時的な措置とするべきであること、範囲・対象を明確にすべきであること、過大な課税を控えるべきであること、スタートアップ企業、事業創造及び小企業への影響を最小化すべきであること、コストと複雑性を最小化すべきであること等）について論じている。

中間報告書は、今後より多くの分析・検討が必要であるということを示している。TFDE では 2019 年の G20 に向けてさらに中間報告書を更新し、2020 年までにコンセンサスに基づくアプローチを提供するという作業ステップを定めている。各国での政治的圧力が高まっており、この OECD での取り組みが、単独国での更なる暫定措置や EC から提案された多国間措置といった行動を制止することができるのかどうかに注目が集まっている。

(3) 欧州委員会の勧告

EUでは、ECがEU租税回避対策指令という形でBEPS対抗措置を率先して導入すると共に、EU競争法の国家補助（state aid）規則等を用いてデジタル・エコノミーを代表する米系多国籍企業に圧力を掛けてきた。そして 2018 年 3 月 21 日付で、ECはデジタル・エコノミーへの課税に関する新しい規則を定めた指令を含む、新たな提案（Digital Tax Package⁵）を公表した。このタイミングは偶然ではなく、ECはOECDがデジタル・エコノミーに係る中間報告書を公表してから数日後に発表されている。

1つ目の指令（提案）では、従来の課税規則を維持しながらも暫定措置としてデジタル・サービス税（DST）として総収入の 3%を一律に課すことを提案している。一方で、2つ目の指令（提案）では、課税対象の存在を特定するための既存の恒久的施設の概念を、企業が各地域において有するデジタル情報に基づいたもの（Significant Digital Presence（SDP））に変更することを提案している。有効な課税を実現するためには、利益を新たな課税ネクサスに帰属させる必要があり、提案には利益配分のための新たな仕組みを導入する側面が含まれている。デジタル企業に対してこの新たな課税ネクサスを導入するためには、EU加盟国でデジタルサービスを提供することによる収入、ユーザー数、またはデジタルサービスを提供する第三者契約の数を考慮する必要があるとされている。また EC は、このデジタルネクサスに利益を配分するために、ユーザーデータおよびデジタルサービスが提供される場所を通じて創造された価値に対する機能分析に特別の注意を払うべきであることを示唆している。加えて、利益配分は、利益分割方式で行う必要があると提案している。

EC は、前述の規則を実施するためには適用される租税条約を改正し、これらの規則を EU 以外のデジタル企業に効果的に適用する合意形成が必要であることを認識しており、暫定措置として DST の導入を提案した。この提案された指令は、デジタルサービスの利用者の情報が主要なバリュードライバーの 1つとみなされる活動から生み出された収益に課税を行おうというものである。大まかには、以下のタイプの収益が DST の対象となる。

- ・ ウェブ上の宣伝スペースの販売から得られる収益

⁵ https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/company-tax/fair-taxation-digital-economy_en

- ・ ユーザー間の相互作用を可能とし、商品の販売やサービス提供を促進する、ウェブ上の仲介業務から得られる収益
- ・ ユーザーが提供した情報から生成されたデータの販売による収益

DSTの対象を世界的な収益7億5,000万ユーロ以上でありEU域内からの収益5,000万ドル以上の大企業グループに限定することで、ECはスタートアップ期やスケールアップ期にある企業に過度の負担をかけないように配慮している。しかしながら、これらの基準を満たす企業の中には当初は利益を上げるのではなく、市場シェアの獲得を優先するという戦略をとっている企業もある。よって、高度にデジタル化された企業がその利益に対して公正に税を支払うことを目指しているように見えるこの措置は、利益を生んでいない企業にも対象となる可能性があり注意が必要である。

DSTの提案に関して、OECD中間報告書の声明にかかわらず、ECは暫定措置の利点や必要性に関するコンセンサスがないうことを問わずに自らこの問題に対処しようとしている。デジタルネクサスの課税の提案では、ECは議論を自らにとって望ましい解決策に導くことを目指している。しかしながら、欧州法では、これらの提案された指令が実現されるためには全会一致で採択されなければならないため、その実現可能性は極めて不確実である。報道されている各国の政府首脳発言に基づけば、この提案はEU内の幅広い支持を得られているとは言い難い状況である。英国とドイツを含むいくつかのEU加盟国は、さまざまな理由によりDSTの提案に反対すること表明している。一方で、フランスは、イタリア、ポーランド、ポルトガル、スペインなどの中規模な国々と共にこの提案の導入を推進している。全会一致での採択が困難な場合、支持を続けるこれらの国々は各国毎に国内法への導入に向けて動き出すことも予想される。

[最初のページに戻る](#)

3. 米州

アルゼンチン

新競争保護法成立

アルゼンチンの下院議会は、2018年5月9日、改正法案に関する上院議会による修正を受け入れ、新しい競争保護法（Ley de Defensa y Fomento de la Competencia）を可決した。これにより、アルゼンチンは反トラスト法の分野において、自国法制度を国際的な実務水準に合わせることを標榜している。

アルゼンチン競争保護法の主な修正点は以下の通りである。

- **国家競争当局が設立**：行政府の中の分権化及び自治機関として、国家競争保護審判所、反競争的行為取締局、経済集中規制局によって構成される国家競争当局が設立される。これらの当局は、現在の競争委員会と商務長官の機能を代替することになる。
- **制裁措置の強化**：(i) 反競争的行為により生じた利益の額（制裁金は最大その2倍まで）、及び(ii) 関与した経済グループの売上高を考慮した上で、最大2億単位（1単位は20アルゼンチンペソに相当）の制裁金を含む。
- **リニエンスプログラム**の策定：カルテル構成員のうち、カルテルを検知し、制裁を課すために必要な証拠を提供した最初の構成員に対して制裁措置の免除、及び追加の証拠を提供した他の構成員に対して制裁金を20%から50%の間で軽減する。カルテルの発見と処罰を容易にすることが期待される。

- **届出基準の引き上げ**：届出を要する経済的集中の基準となる年間売上高が大幅に引き上げられる。
- **企業結合事前審査手続の確立**：現時点では取引終了後に行われている企業結合審査手続きについて、取引終了前の手続きを定める。また、迅速な手続きを通じて、違反者に対する損害賠償請求訴訟の促進を図る。
- **競争保護控訴裁判所**：行政機関の決定に対する控訴の取扱機関として、国家民事商事控訴裁判所内に競争保護控訴裁判所を創設する。

[最初のページに戻る](#)

本ニューズレターに
関するお問い合わせ先

global.update@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

© 2018 Baker & McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) 及びベーカー&マッケンジー インターナショナルの他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所オフィスを指します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。
法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。